



令和8年1～3月に実施した定期監査等の結果及び 指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

以下のとおり、令和8年1～3月に実施した定期監査等の結果及び指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内容

(1) 定期監査及び行政監査の結果について

① 監査の対象

選挙管理委員会事務局

② 監査の範囲

ア 定期監査

令和7年4月1日から令和7年11月30日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

イ 行政監査

令和7年度における公印の管理

③ 監査の期間

令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

④ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2) 指摘事項に対する改善措置状況について

① 令和7年11, 12月実施定期監査分(東区役所瀬戸支所)

② 令和7年11, 12月実施定期監査分(教育委員会事務局学校教育部就学課)

③ 令和7年11, 12月実施定期監査分(教育委員会事務局学校教育部保健体育課)

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく令和8年1～3月実施
定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和8年5月7日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、令和8年1～3月実施定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局

(1) 定期監査

令和7年4月1日から令和7年11月30日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

(2) 行政監査

令和7年度における公印の管理

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査は、岡山市監査基準に準拠して実施した。実施に当たっては、監査対象事務が法令等に適合し、正確に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について証憑突合、質問等の手法により行った。

4 監査の結果

(1) 定期監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められたが、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項が見受けられた。

(2) 行政監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務は適正に行われているものと認められた。

岡山市監査委員公表第11号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年5月7日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡瀬支総第 9 号
令和 8 年 4 月 6 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について(通知)

令和7年11,12月実施定期監査における指摘事項について,別紙のとおり措置を講じたので,地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況(令和7年11, 12月実施分)

東区役所瀬戸支所

指摘事項

令和7年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、駐車場使用料において25万円余(収納率0%)、墓地管理手数料において7万円余(収納率0%)認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分があるものについては、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

【総務民生課】

今回のご指摘を踏まえ、訪問時の催告書文書を一部変更し、未納期間を本人に伝え、使用者本人以外の縁故者への働きかけを行うようにしました。今後も、定期的な催告を訪問により実施し、併せて電話催告を行うなど引き続き適切な債権管理を行い、滞納の解消に努めます。なお、現年度分についても、過年度分と同様に滞納繰越を生じさせないように、回収に努めます。

(参考)

(令和7年9月30日現在)

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
保健衛生手数料	墓地管理手数料 (滞納繰越分)	76,400円	0円	76,400円	0%

(令和8年3月31日現在)

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
保健衛生手数料	墓地管理手数料 (滞納繰越分)	76,400円	0円	76,400円	0%

【産業建設課】

滞納繰越分の収入未済額については、居宅訪問を実施しており、不在時は催告書と納付書を差置きして回収に繋げています。また、電話連絡により納付交渉を行い、滞納者の納付意欲を高めながら収納に努めております。その後、一部納付がありました。

今後も、法的措置等を視野に入れながら定期的に電話連絡や訪問催告等を実施し、粘り強く納付折衝を行い、収入未済額の早期解消に取り組んでまいります。

(参考)

(令和7年9月30日現在)

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
都市計画使用料	駐車場使用料 (滞納繰越分)	254,590円	0円	254,590円	0%

(令和8年3月31日現在)

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
都市計画使用料	駐車場使用料 (滞納繰越分)	254,590円	120,000円	134,590円	47.1%

岡山市監査委員公表第12号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年5月7日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡 教 就 第 1 1 号

令 和 8 年 4 月 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会
教育長 三宅 泰司

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況(令和7年11, 12月実施分)

教育委員会事務局 学校教育部 就学課

指摘事項

令和7年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、高等学校授業料において30万円余(収納率11.4%)、損害賠償金において3万円余(収納率13.4%)認められました。今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

1. 高等学校授業料(滞納繰越分)

前回の指摘を受け、文書、電話及び訪問による債権回収の更なる強化を図りました。また、現年度分については、岡山後楽館高校と連携のうえ、保護者への納付督促及び催告を行うことにより、令和5年度以降は収入未済の滞納繰越が発生していません。その結果、時効完成による不納欠損処分はあったものの、収入未済額は減少しています。今後、現年度分については、学校との連携を密に行うとともに、長期に納付がない者に対しては、裁判所による支払督促を検討するなど、滞納の解消に向けより一層取り組んでまいります。

2. 損害賠償金(滞納繰越金)

前回の指摘を受け、文書、電話及び訪問による債権回収を強化しました。その結果、3名の納付義務者のうち、2名は完納し、残りの1名は分割納付中です。今後、状況の把握を随時行い、完納に向けて納付の働きかけを継続してまいります。

(参考)

<高等学校授業料(滞納繰越分)>

(令和7年9月30日現在)

調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
346,500	39,600	0	306,900	11.4

(令和8年3月末日現在)

調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
346,500	69,300	19,800	257,400	20.0

<損害賠償金(滞納繰越分)>

(令和7年9月30日現在)

調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
44,712	6,000	0	38,712	13.4

(令和8年3月末日現在)

調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
44,712	6,000	0	38,712	13.4

岡山市監査委員公表第13号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年5月7日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡 教 保 第 6 5 号
令 和 8 年 4 月 1 0 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会
教育長 三宅 泰司

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年11、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況(令和7年11, 12月実施分)

教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

指摘事項

令和7年9月30日現在, 滞納繰越分の収入未済額が, 学校給食費において1,955万円余(収納率27.1%)認められました。

今後とも, この解消に格段の努力をしてください。

なお, 現年度分についても, 滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

1 学校給食費の未収金につきましては、電話及び文書による督促・催告に加えて、滞納繰越分に対して訪問による催告を繰り返し実施し、保護者へ納付の働きかけを行っております。

今回のご指摘を踏まえ、今後とも、現年分を含めた未納の保護者に対しては、生活困窮などの個別の状況を把握しつつ、文書、訪問等による催告を行うとともに、令和8年度は滞納繰越分について弁護士法人への催告業務委託を行い、滞納の解消に向けてより一層取り組んでまいります。

< 学校給食費(滞納繰越分) >

(令和7年9月30日現在)

調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
26,837,993	7,285,829	0	19,552,164	27.1

(令和8年3月31日現在)

調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
26,837,993	14,670,953	0	12,167,040	54.7